

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年6月 18 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第1900454号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第2000006号

第1 結論

請求者のA社（後に、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年11月30日から同年12月1日に訂正し、平成13年11月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成13年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成13年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和51年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成13年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録によると、平成13年11月30日から同年12月1日までの期間が被保険者期間となっていない。平成13年12月1日にA社から関連会社であるC社（後に、D社）に異動するまでに空白期間はなく継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士の陳述並びに平成13年12月1日付で同事業所からC社に転勤した同僚の回答及び当該同僚から提出された預金通帳の写しから判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務（平成13年12月1日にA社からC社に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社に係るオンライン記録における平成13年10月の記録から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主からは、平成13年11月30日から同年12月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、同年11月30日から同年12月1

日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900550号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第2000008号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月20日の標準賞与額を25万円、平成17年8月17日の標準賞与額を19万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月20日及び平成17年8月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月20日及び平成17年8月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月20日
② 平成17年8月17日

A社から平成16年8月20日及び平成17年8月17日に賞与が支給され厚生年金保険料を控除されたが、これらの賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳の写し並びに同僚から提出された請求期間に係る給与支給明細書（平成16年8月分賞与、平成17年8月分賞与）及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与を支給されていたことが認められる。

請求期間①については、上記同僚の給与支給明細書（賞与）の写しにより、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが推認できる。

請求期間①に係る標準賞与額については、請求者の預金通帳の写し及び同僚の給与支給明細書（賞与）の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から25万円とすることが妥当である。

請求期間②については、上記同僚の給与支給明細書（賞与）の写しにより、当該賞与額に見

合う標準賞与額より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、請求者の預金通帳の写し及び同僚の給与支給明細書（賞与）の写しにより推認できる賞与支給額から 19万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900553 号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000007 号

第1 結論

請求者のA社における平成25年5月31日の標準賞与額を89万円に訂正することが必要である。

平成25年5月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年5月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年5月31日

私は、平成25年4月29日付けでB社からグループ企業のA社に異動した。ねんきん定期便を見たところ、同社に異動直後である請求期間に支給された賞与の記録が欠落しており、同賞与に係る届出の提出が失念されていたことがわかったことから、事業主が年金事務所に当該届出を提出したが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であったため、請求期間は厚生年金保険の保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）とされている。請求期間を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細書により、請求者は請求期間において、同社から89万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年9月3日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900552号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第2000009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年8月1日から平成元年3月1日まで

私は、昭和59年8月から約4年間、A社に勤務したと記憶しているが、この期間の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。証拠となる当時の資料は手元にはないが、当時の同僚には、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録があることから、自分の年金記録がないことには納得できない。調査の上、記録を訂正して欲しい。

第3 判断の理由

B社から提出された社員名簿(労働者名簿)(以下「社員名簿」という。)によると、請求者の勤務期間は、昭和58年11月1日から昭和59年2月29日まで及び昭和60年5月31日から昭和61年3月31日までとされていることが確認できることから、請求者が請求期間の一部において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求者の賃金台帳・タイムカード等は、30年以上経過しているため保管がなく、請求者の勤務形態及び請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明である旨回答しており、請求者自身も給与明細書等の書類を保存していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求者の氏名は確認できず、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和51年5月19日から平成元年3月1日までの期間において、整理番号に欠番はない上、B社は、請求者が勤務した期間について、「雇用期間が短く、入退社を繰り返していることから、当社としては試用期間とし、年金等加入しておらず、控除もしていないものと思われます。」と回答している。

さらに、社員名簿により確認できる請求者が勤務を開始した昭和58年11月1日から平成元年3月1日までの期間に、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を有することが確認できる者に照会したところ、複数の同僚は、同社には試用期間があり、自身の試用期間中には、

厚生年金保険料の給与からの控除はなかったと思う旨回答している上、これらを含む複数の者は、同社において、厚生年金保険に加入したのは入社と同時ではない旨の回答をしていることから、請求期間当時、同社では勤務する従業員について、必ずしも全ての者を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。